

# 公益財団法人山梨県スポーツ協会内部通報規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人山梨県スポーツ協会（以下「本協会」という。）倫理規程第4条第2項に規定する役員等並びに職員（以下「役職員等」という。）の内部通報に関する制度を設けることにより、本協会の業務運営に関する違法又は不正行為（以下「不正行為等」という。）の早期発見と是正を図り、もって法令並びに本協会の定款及び関係規程を遵守した業務運営の強化に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本協会定款第11条に規定する評議員
- (2) 本協会定款第20条に規定する理事及び監事
- (3) 本協会定款第27条に規定する名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与
- (4) 本協会定款第36条に規定する競技力向上対策本部の部員
- (5) 本協会定款第37条に規定する各種専門委員会の委員

2 この規程において、職員とは、本協会定款第44条に規定する事務局職員（臨時職員、非常勤嘱託職員を含む。）をいう。

3 内部通報とは、役職員等が不正行為等の発生又はそのおそれを本協会に通報又は相談することをいう。

4 通報者とは、内部通報を行う者をいう。

5 被通報者とは、内部通報において不正行為等を行っていると思われる者をいう。

## (内部通報対象事項)

第3条 役職員等は、他の役職員等が個人又は共同で次の各号に掲げる不正行為について行っていると認めた場合、行っていると認料される場合若しくは行っているおそれがあると認められる場合は、通報しなければならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 本協会定款、服務規程、倫理規程及びその他の規程に違反する行為
- (3) 個人の生命、身体、財産その他権利利益を害する行為
- (4) 本協会の業務運営を害する行為
- (5) その他本協会の名誉又は社会的信用を侵害する行為

## (内部通報窓口)

第4条 内部通報を受け付ける窓口は、次のとおり本協会内と本協会外に設置する。

- (1) 本協会内の通報窓口は、専務理事とする。
- (2) 本協会外の通報窓口は、次の弁護士とする。

〒400-0858

甲府市相生一丁目3番11号 ひまわり法律事務所

弁護士 近藤 徹（山梨県弁護士会所属）

TEL 055-227-9000

FAX 055-227-9001

E-mail toru-k@himawari-law.jp

#### （内部通報の方法）

第5条 内部通報の方法は、電話、書面、電子メール若しくは面会をもって行う。

2 通報者は、所属名称及び氏名を明らかにして行うことを原則とする。ただし、内部通報の内容が確実であると証する資料等がある場合は、匿名でも受け付けるものとする。

#### （調査）

第6条 内部通報を受けた事項に関する事実関係の調査は、専務理事が行う。

2 専務理事は、必要と認める場合は、調査の一部又は全部を専務理事が指名した職員に行わせることができる。

3 専務理事は、必要があると認められるときは、関連する部署の職員からなる調査チームを設置することができる。

4 通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分配慮しなければならない。

5 内部通報の事項に関係するとみられる職員には、調査を担当させないものとする。

#### （協力義務）

第7条 役職員等は、内部通報の事項の事実関係の調査に協力しなければならない。

#### （是正措置）

第8条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合、会長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

#### （処分等）

第9条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合、会長は、当該行為を行った役職員等に対し、本協会定款、服務規程並びに関係する規程に従って処分を行い、さらに必要と認められる場合には、刑事告発、損害賠償請求等の措置を講ずるものとする。

2 通報者が不正行為等に関与していた場合、当該通報者に対する処分については、内部通報したことを斟酌するものとする。

#### （通報者の保護）

第10条 会長は、内部通報をしたことを理由として、通報者に対していかなる不利益な取扱も行ってはならない。

2 会長は、内部通報をしたことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じなければならない。

3 会長は、通報者に対して不利益な取扱又は嫌がらせ等を行った役職員等に対し、本協会定款、服務規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(秘密保持義務)

第11条 この規程に定める業務に携わる役職員等は、内部通報の内容及び調査で得られた秘密を保持する義務を負うものとする。

2 会長は、前項の規定に違反した役職員等に対し、本協会定款、服務規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(通知)

第12条 会長は、通報者に対し、調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。ただし、通報者が調査結果及び是正結果に関する通知を希望しない場合を除く。

(通報者の責務)

第13条 通報者は、誠意を持って客観的で合理的根拠に基づく内部通報を行うものとし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する内容その他の不正の目的をもって内部通報を行ってはならない。

2 会長は、前項の規定に違反した役職員等に対し、本協会定款、服務規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(内部通報を受けた者の責務)

第14条 内部通報窓口担当者以外の役職員等が内部通報を受けた場合は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(補則)

第15条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則 この規程は、平成25年2月20日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。